

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5613226

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS OF ASSIGNEE
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
KH NEOCHEM CO., LTD.	06/21/2019
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	KH NEOCHEM CO., LTD.
Street Address:	2-3-1, NIHONBASHI-MUROMACHI
Internal Address:	CHUO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	9567284
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)836-2021
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	703-836-6620
Email:	stacey.pflieger@bipc.com
Correspondent Name:	BUCHANAN INGERSOLL & ROONEY
Address Line 1:	1737 KING STREET
Address Line 4:	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	1034228-000087
NAME OF SUBMITTER:	STACEY PFLIEGER
SIGNATURE:	/StaceyPflieger/
DATE SIGNED:	07/11/2019
Total Attachments: 17	
source=087assign#page1.tif	
source=087assign#page2.tif	
source=087assign#page3.tif	
source=087assign#page4.tif	
source=087assign#page5.tif	
source=087assign#page6.tif	

source=087assign#page7.tif

source=087assign#page8.tif

source=087assign#page9.tif

source=087assign#page10.tif

source=087assign#page11.tif

source=087assign#page12.tif

source=087assign#page13.tif

source=087assign#page14.tif

source=087assign#page15.tif

source=087assign#page16.tif

source=087assign#page17.tif

U. S. Application No. 14/438,057
U.S. Patent No. 9,567,284

Attorney Docket No. 1034228-000087

CHANGE OF ADDRESS OF ASSIGNEE

Old Address: KH Neochem Co., Ltd.
1-6-5, Nihonbashi-Honcho,
Chuo-ku, Tokyo
JAPAN

New Address: KH Neochem Co., Ltd.
2-3-1, Nihonbashi-Muromachi
Chuo-ku, Tokyo
JAPAN

Assignment document not needed

By: /StaceyPflieger/

Date: July 11, 2019

Certificate of full registry records (extract)

2-3-1, Nihonbashi-Muromachi, Chuo-ku, Tokyo Japan

KH Neochem Co., Ltd.

Corporate Reg. No.	0100-01-136966	
Corporate name	<u>(omitted)</u>	Changed on June 1, 2011 Registered on June 2, 2011
	KH Neochem Co., Ltd.	Changed on April 1, 2012 Registered on April 2, 2012
Head Office	<u>1-6-5, Nihonbashi-Honcho, Chuo-ku, Tokyo</u>	Changed on September 16, 2014 Registered on September 22, 2014
	2-3-1, Nihonbashi-Muromachi, Chuo-ku, Tokyo	Changed on May 7, 2019 Registered on May 7, 2019
Method of Public notification	<u>(omitted)</u>	Changed on June 1, 2011 Registered on June 2, 2011
	<u>(omitted)</u>	Changed on June 10, 2016 Registered on June 10, 2016
The date of establishment of a company	December 8, 2010	
Purpose	<u>(omitted)</u>	

Reference No. 7 119606

* underlined sections indicate deleted items.

1/14

2-3-1, Nihonbashi-Muromachi, Chuo-ku, Tokyo Japan
KH Neochem Co., Ltd.

Items related to corporate auditors	Company with corporate auditors
Items related to board of auditors	Company with board of auditors Established on January 1, 2016 Registered on January 4, 2016
Items related to accounting auditors	Company with accounting auditors Established on June 1, 2011 Registered on June 2, 2011
Items related to registration records	Established Registered on December 8, 2010

This is to certify that above mentioned items are full registry records.

June 21, 2019

Tokyo legal affairs bureau

Register of deeds: Kenzo HANEISHI (seal)

Reference No. 7 119606 * underlined sections indicate deleted items. 14/14

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

会社法人等番号	0100-01-136966		
商号	協和発酵ケミカル株式会社	平成23年 6月 1日変更 平成23年 6月 2日登記	
	KHネオケム株式会社	平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記	
	本店	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号	平成26年 9月16日移転 平成26年 9月22日登記
		東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号	令和 1年 5月 7日移転 令和 1年 5月 7日登記
公告をする方法	東京新聞に掲載する方法により行う	平成23年 6月 1日変更 平成23年 6月 2日登記	
	電子公告とする http://www.khneochem.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成28年 6月10日変更 平成28年 6月10日登記	
	会社成立の年月日	平成22年12月8日	
目的	<p>(1) エチレン系、プロピレン系製品その他石油化学製品の製造、加工および販売</p> <p>(2) 前号に関連する各種化学工業品の製造、加工および販売</p> <p>(3) 医薬品、医薬部外品、試薬類の製造、加工および販売</p> <p>(4) 食品添加物の製造、加工および販売</p> <p>(5) アミノ酸樹脂の製造、加工および販売</p> <p>(6) 高級アルコールの製造、加工および販売</p> <p>(7) 洗剤原料の製造、加工および販売</p> <p>(8) 高級アルコール、洗剤原料の製造過程における中間物の製造、加工および販売</p> <p>(9) 珪素化合物、高純度塩酸等の有機・無機工業薬品の製造、加工および販売</p> <p>(10) 精密化学品の製造、加工および販売</p> <p>(11) 天然系原料等を用いた化学製品の製造、加工および販売</p> <p>(12) 倉庫業</p> <p>(13) 前各号の事業に関する物品の売買および輸出入</p>		

(14) 前各号に付帯関連する一切の事業		
単元株式数	100株	平成28年 6月10日設定
		平成28年 6月10日登記
発行可能株式総数	40万株	平成25年 3月27日変更
		平成25年 4月 5日登記
	1億3620万株	平成28年 6月10日変更
		平成28年 6月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 34万500株	平成27年 2月24日変更
		平成27年 2月25日登記
	発行済株式の総数 3405万株	平成28年 6月10日変更
		平成28年 6月10日登記
	発行済株式の総数 3666万4400株	平成28年10月11日変更
		平成28年10月11日登記
	発行済株式の総数 3671万4400株	平成28年11月 8日変更
		平成28年11月 9日登記
	発行済株式の総数 3674万9400株	平成28年11月30日変更
		平成28年12月 1日登記
	発行済株式の総数 3675万9400株	平成29年10月 2日変更
		平成29年10月 4日登記
発行済株式の総数 3677万9400株	平成29年10月17日変更	
	平成29年10月24日登記	
発行済株式の総数 3679万9400株	平成29年10月18日変更	
	平成29年10月24日登記	
発行済株式の総数 3681万9400株	平成29年10月19日変更	
	平成29年10月24日登記	

	発行済株式の総数 <u>3684万9400株</u>	平成29年11月30日変更 平成29年12月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>3685万9400株</u>	平成30年 6月30日変更 平成30年 7月 5日登記
	発行済株式の総数 <u>3686万9400株</u>	平成30年10月31日変更 平成30年11月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>3694万9400株</u>	平成30年11月30日変更 平成30年12月 4日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
	平成28年 6月10日廃止	平成28年 6月10日登記
資本金の額	金70億1375万円	平成27年11月30日変更 平成27年12月 1日登記
	金87億2207万7392円	平成28年10月11日変更 平成28年10月11日登記
	金87億3582万7392円	平成28年11月 8日変更 平成28年11月 9日登記
	金87億4545万2392円	平成28年11月30日変更 平成28年12月 1日登記
	金87億4820万2392円	平成29年10月 2日変更 平成29年10月 4日登記
	金87億5370万2392円	平成29年10月17日変更 平成29年10月24日登記
	金87億5920万2392円	平成29年10月18日変更 平成29年10月24日登記

	金87億6470万2392円	平成29年10月19日変更 平成29年10月24日登記
	金87億7295万2392円	平成29年11月30日変更 平成29年12月 1日登記
	金87億7570万2392円	平成30年 6月30日変更 平成30年 7月 5日登記
	金87億7845万2392円	平成30年10月31日変更 平成30年11月 6日登記
	金88億45万2392円	平成30年11月30日変更 平成30年12月 4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>当会社の株式に関して担保権を有する者が担保権を実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）した結果として当該株式の譲渡が行われる場合は、かかる承認をしたものとみなす。</p>	
	平成28年 6月10日廃止	平成28年 6月10日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 平成28年 6月10日設置</p>	
役員に関する事項	取締役 馬 上 英 実 (社外取締役)	平成27年 3月26日重任 平成27年 4月 1日登記 平成27年12月31日辞任 平成28年 1月 4日登記

	取締役	原 島 克	平成27年 3月26日重任
	(社外取締役)		平成27年 4月 1日登記
	取締役	原 島 克	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	原 島 克	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
	取締役	原 島 克	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	原 島 克	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
			平成31年 3月26日退任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	佐 藤 一 哉	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
	取締役	佐 藤 一 哉	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	佐 藤 一 哉	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
	取締役	佐 藤 一 哉	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
			平成29年11月30日辞任
			平成29年12月 1日登記
	取締役	末 澤 二 朗	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
			平成28年 3月25日退任
			平成28年 3月29日登記

取締役	高橋理夫	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
取締役	高橋理夫	平成28年 3月25日重任
		平成28年 3月29日登記
取締役	高橋理夫	平成28年 6月10日重任
		平成28年 6月10日登記
取締役	高橋理夫	平成29年 3月24日重任
		平成29年 4月 5日登記
取締役	高橋理夫	平成30年 3月27日重任
		平成30年 4月10日登記
取締役	高橋理夫	平成31年 3月26日重任
		平成31年 4月 4日登記
取締役	松岡俊博	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
取締役	松岡俊博	平成28年 3月25日重任
		平成28年 3月29日登記
取締役	松岡俊博	平成28年 6月10日重任
		平成28年 6月10日登記
取締役	松岡俊博	平成29年 3月24日重任
		平成29年 4月 5日登記
取締役	松岡俊博	平成30年 3月27日重任
		平成30年 4月10日登記
取締役	松岡俊博	平成31年 3月26日重任
		平成31年 4月 4日登記

	取締役	浅井 惠一	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
	取締役	浅井 惠一	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	浅井 惠一	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
	取締役	浅井 惠一	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	浅井 惠一	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
			平成31年 3月26日退任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	平井 謙一	平成28年 1月 1日就任
			平成28年 1月 4日登記
	取締役	平井 謙一	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	平井 謙一	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
	取締役	平井 謙一	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	平井 謙一	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	取締役	平井 謙一	平成31年 3月26日重任
		平成31年 4月 4日登記	

	取締役	藤 瀬 學	平成28年 1月 1日就任
			平成28年 1月 4日登記
	取締役	藤 瀬 學	平成28年 3月25日兼任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	藤 瀬 學	平成28年 6月10日兼任
			平成28年 6月10日登記
	取締役	藤 瀬 學	平成29年 3月24日兼任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	藤 瀬 學	平成30年 3月27日兼任
			平成30年 4月10日登記
	取締役	藤 瀬 學	平成31年 3月26日兼任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	新 谷 竜 郎	平成29年 3月24日就任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	新 谷 竜 郎	平成30年 3月27日兼任
			平成30年 4月10日登記
	取締役	新 谷 竜 郎	平成31年 3月26日兼任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	永 田 光 博	平成29年 3月24日就任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	永 田 光 博	平成30年 3月27日兼任
			平成30年 4月10日登記
	取締役	永 田 光 博	平成31年 3月26日兼任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	磯 貝 幸 宏	平成31年 3月26日就任
			平成31年 4月 4日登記

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号

K日ネオケム株式会社

取締役	茨城小夜子 (宮入小夜子)	平成31年 3月26日就任
		平成31年 4月 4日登記
東京都港区白金台三丁目4番8-210号 代表取締役	浅井 惠一	平成27年 3月26日兼任
		平成27年 4月 1日登記
東京都港区白金台三丁目4番8-210号 代表取締役	浅井 惠一	平成28年 3月25日兼任
		平成28年 3月29日登記
東京都港区白金台三丁目4番8-210号 代表取締役	浅井 惠一	平成28年 6月10日兼任
		平成28年 6月10日登記
東京都港区白金台三丁目4番8-210号 代表取締役	浅井 惠一	平成29年 3月24日兼任
		平成29年 4月 5日登記
東京都港区白金台三丁目4番8-210号 代表取締役	浅井 惠一	平成30年 3月27日兼任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 3月26日退任
		平成31年 4月 4日登記
東京都江東区三好四丁目3番5-306号 代表取締役	高橋 理夫	平成31年 3月26日就任
		平成31年 4月 4日登記
監査役 (社外監査役)	守 谷 治	平成27年 3月26日兼任
		平成27年 4月 1日登記
		平成28年 3月25日兼任
		平成28年 3月29日登記
監査役 (社外監査役)	浅野 靖成	平成27年 3月26日兼任
		平成27年 4月 1日登記
		平成27年12月31日兼任
		平成28年 1月 4日登記

	監査役	岩田弘高	平成28年 1月 1日就任
			平成28年 1月 4日登記
	監査役	岩田弘高	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
			平成29年 3月24日辞任
			平成29年 4月 5日登記
	監査役	稲垣敦夫	平成28年 1月 1日就任
	(社外監査役)		平成28年 1月 4日登記
	監査役	稲垣敦夫	平成28年 6月10日重任
	(社外監査役)		平成28年 6月10日登記
	監査役	伊藤健二	平成28年 3月25日就任
	(社外監査役)		平成28年 3月29日登記
	監査役	伊藤健二	平成28年 6月10日重任
	(社外監査役)		平成28年 6月10日登記
	監査役	大戸徳男	平成29年 3月24日就任
			平成29年 4月 5日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成31年 3月26日重任
			平成31年 4月 4日登記

<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>																																																												
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">平成28年 6月10日変更 平成28年 6月10日登記</p>																																																												
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="0"> <tr> <td><u>5,500個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4,850個</u></td> <td>平成28年 5月25日変更</td> <td>平成28年 6月10日登記</td> </tr> <tr> <td><u>4,350個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4,000個</u></td> <td>平成28年11月 8日変更</td> <td>平成28年11月 9日登記</td> </tr> <tr> <td><u>3,900個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,900個</u></td> <td>平成28年11月30日変更</td> <td>平成28年12月 1日登記</td> </tr> <tr> <td><u>3,700個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,700個</u></td> <td>平成29年10月 2日変更</td> <td>平成29年10月 4日登記</td> </tr> <tr> <td><u>3,500個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,500個</u></td> <td>平成29年10月17日変更</td> <td>平成29年10月24日登記</td> </tr> <tr> <td><u>3,300個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,300個</u></td> <td>平成29年10月18日変更</td> <td>平成29年10月24日登記</td> </tr> <tr> <td><u>3,000個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,000個</u></td> <td>平成29年10月19日変更</td> <td>平成29年10月24日登記</td> </tr> <tr> <td><u>3,000個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,000個</u></td> <td>平成29年11月30日変更</td> <td>平成29年12月 1日登記</td> </tr> <tr> <td><u>2,900個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2,900個</u></td> <td>平成30年 6月30日変更</td> <td>平成30年 7月 5日登記</td> </tr> <tr> <td><u>2,800個</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2,800個</u></td> <td>平成30年10月31日変更</td> <td>平成30年11月 6日登記</td> </tr> </table>	<u>5,500個</u>			<u>4,850個</u>	平成28年 5月25日変更	平成28年 6月10日登記	<u>4,350個</u>			<u>4,000個</u>	平成28年11月 8日変更	平成28年11月 9日登記	<u>3,900個</u>			<u>3,900個</u>	平成28年11月30日変更	平成28年12月 1日登記	<u>3,700個</u>			<u>3,700個</u>	平成29年10月 2日変更	平成29年10月 4日登記	<u>3,500個</u>			<u>3,500個</u>	平成29年10月17日変更	平成29年10月24日登記	<u>3,300個</u>			<u>3,300個</u>	平成29年10月18日変更	平成29年10月24日登記	<u>3,000個</u>			<u>3,000個</u>	平成29年10月19日変更	平成29年10月24日登記	<u>3,000個</u>			<u>3,000個</u>	平成29年11月30日変更	平成29年12月 1日登記	<u>2,900個</u>			<u>2,900個</u>	平成30年 6月30日変更	平成30年 7月 5日登記	<u>2,800個</u>			<u>2,800個</u>	平成30年10月31日変更	平成30年11月 6日登記
<u>5,500個</u>																																																													
<u>4,850個</u>	平成28年 5月25日変更	平成28年 6月10日登記																																																											
<u>4,350個</u>																																																													
<u>4,000個</u>	平成28年11月 8日変更	平成28年11月 9日登記																																																											
<u>3,900個</u>																																																													
<u>3,900個</u>	平成28年11月30日変更	平成28年12月 1日登記																																																											
<u>3,700個</u>																																																													
<u>3,700個</u>	平成29年10月 2日変更	平成29年10月 4日登記																																																											
<u>3,500個</u>																																																													
<u>3,500個</u>	平成29年10月17日変更	平成29年10月24日登記																																																											
<u>3,300個</u>																																																													
<u>3,300個</u>	平成29年10月18日変更	平成29年10月24日登記																																																											
<u>3,000個</u>																																																													
<u>3,000個</u>	平成29年10月19日変更	平成29年10月24日登記																																																											
<u>3,000個</u>																																																													
<u>3,000個</u>	平成29年11月30日変更	平成29年12月 1日登記																																																											
<u>2,900個</u>																																																													
<u>2,900個</u>	平成30年 6月30日変更	平成30年 7月 5日登記																																																											
<u>2,800個</u>																																																													
<u>2,800個</u>	平成30年10月31日変更	平成30年11月 6日登記																																																											

2000個

平成30年11月30日変更 平成30年12月4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により対象株式数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

その他、対象株式数を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により対象株式数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

その他、対象株式数を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。

平成28年6月10日変更 平成28年6月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、金55,000円とする。

なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。

調整後 行使価額 = 調整前 行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

その他、行使価額を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。

調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式100株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、金55,000円とする。

	<p>なお、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。</p> $\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>その他、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。</p> <p>調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。</p> <p>平成28年 6月10日変更 平成28年 6月10日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成27年2月25日から平成32年7月31日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の行使時において、新株予約権者が当社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、当社の取締役の地位を有しなくなった時点までに、在任中著しく当社の業績への貢献があったとして当社が認める場合等正当な理由があるとして当社の取締役会が個別に承認した場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続されないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、一度の手続において当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができるものとする。但し、1個の新株予約権の一部について行使することはできないものとする。</p> <p>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) (a) (ア) 合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、若しくは株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下「本組織再編行為」という。）に関する契約若しくは計画、(イ) 新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、若しくは(ウ) 新株予約権の目的である種類の株式の併合につき、当該議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、又は、</p> <p>(b) 当社を対象会社とする株式売渡請求が当社取締役会で承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権の全てを無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の権利行使をする前に上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができるものとする。</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>平成27年 2月24日発行</p> <p>平成27年 2月25日登記</p> <p>取締役会設置会社</p>

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

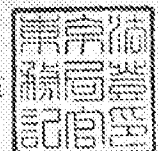
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成28年 1月 1日設定 平成28年 1月 4日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成23年 6月 1日設定 平成23年 6月 2日登記
登記記録に関する事項	設立 平成22年12月 8日登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 6月21日

東京法務局
登記官

羽 石 研 造



整理番号 ア119606

* 下線のあるものは特許事項であることを示す。

14/14

PATENT

RECORDED: 07/11/2019

REEL: 049724 FRAME: 0710